

資料編

障がいの理解促進並びに障がい者が暮らしやすく、社会参加可能な地域づくりの推進に関する条例

平成27年12月3日条例第27号

目次

- 第1章 総則（第1条—第8条）
- 第2章 障がい者を支える基本的施策等（第9条—第15条）
- 第3章 障がいの理解促進等（第16条—第19条）
- 第4章 障がい者が暮らしやすい地域づくり（第20条—第25条）
- 第5章 障がい者が社会参加可能な地域づくり（第26条—第30条）
- 第6章 協議会及び委員会（第31条・第32条）
- 第7章 雑則（第33条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、障がいの理解を促進するとともに、障がいがあることによつていかなる差別も受けることのない暮らしやすく、社会参加することができる地域づくりを推進するため、障がい者及び障がい児の視点に立って、町の施策の基本となる事項、町が実施すべき事項及び町と障がい者団体との連携により実現すべき事項などを定めること等により、地域における生活の支援に向けた環境を整備し、もつて新得町の障がい者及び障がい児の福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）をいう。

(2) 障がい者 前号の障がいのある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。

(3) 障がい児 障がい者のうち、18歳未満の者

(4) 地域自立支援協議会 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第89条の3第1項に規定する協議会

(5) 地域で暮らす障がい者 障がいのある町民及び町内で就労等をしている障がい者

(基本理念)

第3条 障がいのある人もない人も、共に生きる地域づくりを推進するため、次に掲げる事項を基本とする。

(1) 障がいのある人もない人も、相互に障がいを理解し、共に生きる地域を目指します。

(2) 障がいがあることによって、差別を受けることのない暮らしやすい地域を目指します。

(3) 障がいがあっても、社会参加することができる地域を目指します。

2 前項の施策の推進に当たっては、次に掲げる事項を基本とする。

(1) 行政機関、学校、町内会、町民、事業者その他関係団体が、相互に連携して社会全体で取り組むこと。

(2) 障がい者への差別を防止し、障がい者の暮らしづらさを解消し、及び障がい者の権利を最大限に尊重すること。

(3) 保健、医療、福祉、労働、経済、教育その他障がい者に関するあらゆる分野において、総合的に取り組むこと。

(町の責務)

第4条 町は、この条例の目的を達成するため、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、障がいの理解促進並びに障がい者が暮らしやすく、社会参加可能な地域づくりを推進する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施しなければならない。

(町と障がい者団体の連携)

第5条 町は、障がい者施策における障がい者団体が果たす役割の重要性にかんがみ、障がい者団体がその特性に応じ、この条例の趣旨に合致した施策の推進ができるよう、障がい者団体との緊密な連携を図るとともに、障がい者団体に対して情報の提供、その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(町民等の役割)

第6条 町民、事業者及び関係団体（以下「町民等」という。）は、基本理念に基づき、障がい及び障がい者に対する理解を深めるとともに、暮らしやすい地域づくりを推進するための施策に協力するよう努めるものとする。

(情報の提供)

第7条 障がい者に係る情報を有する者は、情報の保護に留意するとともに、相互に連携し、その責任と能力に応じて暮らしやすい地域づくりを推進するために、障がい者が必要とする情報の提供に努めるものとする。

(財政措置)

第8条 町は、障がい者の社会生活に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 障がい者を支える基本的施策等

(企業等の取組の支援)

第9条 町は、地域における障がい者の自立した生活の確保に向けた企業その他の事業者による自主的な取組を支援するよう努めなければならない。

(医療とリハビリテーションの確保)

第10条 町は、地域で暮らす障がい者に必要な医療とリハビリテーションを確保するよう努めなければならない。

(移動手段の確保)

第11条 町は、地域で暮らす障がい者の障がいの別及び程度にかかわらず、いかなる差別も受けることなく必要な移動の手段が確保されるよう、公共交通事業者その他の関係者の理解を得ることができるよう努めなければならない。

(切れ目のない支援)

第12条 町は、障がい者の乳幼児期、学齢期等生涯を通じて一貫した切れ目のない支援を確保できるよう努めなければならない。

(保健・福祉及び教育・保育との連携)

第13条 町は、保健・福祉と教育・保育の連携を推進するに当たっては、次の点に配慮しなければならない。

- (1) 障がい児の希望などに応じた教育及び保育が受けられるようにすること。
- (2) 障がい児を受け入れる教育機関において、関係機関との連携等を通じて、必要な介助、医療的ケア及び自立活動の指導の充実が図られるようにすること。
- (3) 前号の教育機関の取組の推進を図るため、町及び関係機関は専門知識を有する人材の育成及び確保に努めること。
- (4) 障がい児に対する支援が、学校及び放課後を問わず、地域全体の連携及び協力の下で行われること。
- (5) 学校教育及び社会教育など生涯学習の場において、障がい者に関する理解の促進が図られるようにすること。

(障がい者の家族等に対する配慮)

第14条 町は、この条例に基づく施策の実施に当たっては、障がい者の家族及び介護者に対して必要な配慮をしなければならない。

(地域間格差の是正等)

第15条 町は、この条例に基づく障がい者の社会生活に関する施策の実施に当たっては、障がい者が希望する地域において暮らすことができるよう、サービス基盤の地域間格差の是正と地域間の均衡に配慮しなければならない。

第3章 障がいの理解促進等

(町民等の理解の促進)

第16条 町は、町民等が障がい及び障がい者に対する理解を深めるよう、普及啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(障がい者の権利擁護)

第17条 町及び町民等は、地域で暮らす障がい者の権利擁護に配慮しなければならない。

(障がい者への配慮)

第18条 町等の行政機関は、学校、公共交通機関、職場その他障がい者が生活をするために必要な場において合理的配慮（障がい者が、障がいのない者と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むことができるようにするために必要な配慮をいう。）を行うとともに、差別や不利益な扱いをしてはならない。

2 町民等は、障がい者が生活をするために必要な場において合理的配慮に努めるとともに、差別や不利益な扱いをしてはならない。

(虐待の禁止)

第19条 何人も、障がい者に対し、虐待を行ってはならない。

第4章 障がい者が暮らしやすい地域づくり

(相談支援体制の確保)

第20条 町は、地域で暮らす障がい者が相談しやすい体制づくりに努めなければならない。

(地域実態の把握)

第21条 町は、地域で暮らす障がい者の実態を把握するように努めなければならない。

2 町は、町内及び十勝圏域等の当該障がい者の支援に関する地域資源を把握するように努めなければならない。

(住民による支援)

第22条 町は、地域住民と地域における関係者との連携や協力等による障がい者の支援体制（災害時の支援を含む。）の確保に努めなければならない。

(療育及び発達支援)

第23条 町は、障がい者が必要に応じて療育及び発達支援が受けられるよう、必要な施策を講じるものとする。

(生活支援)

第24条 町は、障がい者の希望と必要性に応じ、障がい者が町内での生活が可能となるよう、生活支援サービス及び生活の場が確保されるよう、事業者、その他関係者との連携及び協力により、必要な施策を講じるものとする。

(権利擁護制度利用援助)

第25条 町は、障がい者の利益が損なわれないよう、成年後見制度等を利用しやすくするため、必要な施策を講じるものとする。

第5章 障がい者が社会参加可能な地域づくり

(社会参加支援)

第26条 町は、障がい者の希望と必要性に応じ、障がい者がスポーツ・レクリエーション、文化活動・生涯学習等の社会参加の機会が確保されるよう、事業者、その他関係者との連携及び協力により、必要な施策を講じるものとする。

(意思疎通及び情報取得支援)

第27条 町は、障がい者の意思疎通及び情報取得が確保されるよう、事業者、その他関係者との連携及び協力により、必要な施策を講じるものとする。

(障がい者就労支援)

第28条 町は、障がい者の希望と適性に応じ、障がい者が雇用契約に基づき就労することが可能となり、必要な環境が整備されるよう、企業、関係行政機関その他関係者との連携及び協力により、必要な施策を講じるものとする。

2 町及び障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項に規定する事業主又は使用者（以下「事業主等」という。）は、同条第2項で定める障害者雇用率の達成はもとより、一層の障がい者雇用の促進に努めなければならない。

3 前項以外の事業主等は、事業内容などを勘案して、障がい者の雇用促進に努めるものとする。

4 町及び事業主等は、障がい者を理由に、採用の拒否、解雇及び賃金、昇進等の労働条件や労働環境において、不利益又は不当な扱いを行わないよう努めなければならない。

(物品調達等への配慮)

第29条 町は、障がい者の就労を支援する施策を推進するため、町の物品又は役務の調達等に当たっては、障がい者就労施設等に対し配慮するよう努めるものとする。

(バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進)

第30条 町、町民及び事業者は、障がい者の社会参加の妨げとなる障壁を取り除くよう努めるとともに、共生社会の実現に向けた環境を整備するよう努めなければならない。

第6章 協議会及び委員会

(協議会の設置)

第31条 町は、この条例の目的の達成のため、地域自立支援協議会を設置する。

(委員会の設置)

第32条 町は、地域で暮らす障がい者にとっての暮らしづらさ（差別及び虐待を含む。）の解消を図るため、地域自立支援協議会内に暮らしづらさ解消委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、障がい者から申出があった場合には、町又は事業者、関係者に対して調査・調整を行い、暮らしづらさの解消を目指すとともに、町又は事業所、関係者へ対して制度・サービス改善等の提言を行う。

3 前項により暮らしづらさの解消が図られない場合には、北海道等の機関と連携し解消を目指すものとする。

第7章 雑則

(規則への委任)

第33条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

障がいの理解促進並びに障がい者が暮らしやすく、社会参加可能な地域づくりの推進に関する条例施行規則

目次

第1章 総則（第1条―第2条）

第2章 地域自立支援協議会（第3条―第11条）

第3章 暮らしづらさ解消委員会（第12条―第21条）

第4章 雑則（第22条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、障がいの理解促進並びに障がい者が暮らしやすく、社会参加可能な地域づくりの推進に関する条例（平成27年条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 差別解消法 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）
- （2） 道条例 北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例（平成21年北海道条例第50号）
- （3） 道地域づくり委員会 道条例第41条に基づき設置される障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会

第2章 地域自立支援協議会

（設置）

第3条 町は、条例の目的を達成するため、地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第4条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 条例の基本理念推進に向けた協議に関すること。
- (2) 障がい福祉計画等の作成、具体化に向けた協議に関すること。
- (3) 相談支援事業の運営や評価等に関すること。
- (4) 困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整に関すること。
- (5) 地域の社会資源の開発、改善に関すること。
- (6) 障がい者に係る関係機関等相互の情報交換、連携及び協力に関すること。
- (7) その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第5条 協議会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第6条 委員は、次に掲げるもののうちから町長が委嘱する。

- (1) 障害福祉サービス関係者
- (2) 教育・雇用関係者
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 障がい者関係団体
- (5) 学識経験者
- (6) 相談支援事業者
- (7) その他の関係者

2 委員の任期は3年以内とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長、副会長)

第7条 協議会に会長、副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第8条 協議会は、全体会議、個別支援会議、専門部会、定例会で構成する。

2 全体会議は、委嘱を受けた委員で構成し、必要に応じて会長が招集し、議長となる。

- 3 全体会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 個別支援会議は、個別事例についての情報交換や支援策の協議、調整等を行い、第6条に掲げる関係機関の実務を担当する者（以下「実務担当者」という。）で構成し、必要に応じて開催する。
- 5 専門部会は、全体会議委員、実務担当者等で専門内容に応じて構成し、第4条に規定する事項に係る課題や施策等について検討を行い、その結果を全体会議に報告する。
- 6 定例会は、実務担当者等で構成し、招集は保健福祉課長が行い、実務担当者等の情報交換、連携強化を目的とする。

（関係職員等の出席）

第9条 協議会は、必要があると認めるときは、関係職員等の出席を求め説明又は意見を聞くことができる。

（個人情報の保護）

第10条 協議会の委員は、個人情報の保護に十分留意し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第11条 協議会の庶務は、保健福祉課において行う。

第3章 暮らしづらさ解消委員会

（設置）

第12条 町は、地域で暮らす障がい者に対する暮らしづらさの解消を図るため、暮らしづらさ解消委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、差別解消法第17条第1項における障がい者差別解消支援地域協議会及び道条例第23条第1項第6号における調整委員会と位置づける。

（所掌事項）

第13条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 障がい福祉サービスに関する町民からの苦情相談に関すること。
- (2) 差別及び権利擁護に関すること。
- (3) その他地域で暮らす障がい者の暮らしづらさに関すること。

(組織)

第14条 委員会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第15条 委員は、次に掲げるもののうちから町長が委嘱する。

- (1) 町内で生活する障がい者、又はその家族及び介護者
- (2) 町民
- (3) 弁護士又は司法書士
- (4) 人権擁護委員
- (5) 民生委員又は主任児童委員
- (6) 学識経験者
- (7) 関係行政機関の職員

2 委員の任期は3年以内とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員の代理は認めないものとする。

(代表委員、副代表委員)

第16条 委員の互選により委員会に代表委員を1人、副代表委員を1人定める。

2 代表委員は委員会を代表し、会務を総理する。

3 副代表委員は、代表委員を補佐し、代表委員に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第17条 委員会は、全体委員会、定例委員会で構成する。

2 全体委員会は、委嘱を受けた委員で構成し、必要に応じて代表委員が招集し、議長となる。

3 全体委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 全体委員会の議事は、出席した委員過半数をもって決し、可否同数の場合は、代表委員が決するところによる。

5 定例委員会は、実務担当者等で構成し、招集は保健福祉課長が行い、第13条第1項第3号に規定する事項を協議し、協議結果を全体委員会に報告する。

(調査)

第18条 町長又は委員会は、暮らしづらさの事案に係る協議に際して必要な事実を確認する場合にあっては、当該協議に必要な事実に関し、調査を行う。

(助言等)

第19条 町長又は委員会は、全体委員会で協議の結果、全ての委員の賛成により、著しい暮らしづらさがあると判断した場合にあっては、当該暮らしづらさの原因となる者に対して、改善のための助言をすることができる。

2 町長又は委員会は、前項の助言の結果改善が図られない場合にあっては、道地域づくり委員会に対し協議等の依頼をする。

(個人情報保護)

第20条 委員会の委員は、個人情報の保護に十分留意し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第21条 委員会の庶務は、保健福祉課において行う。

第4章 雑則

(委任)

第22条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

手話に関する基本条例

平成26年3月7日公布条例第1号

「ろう者と共に生きる」町づくりを進めるため、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解と広がりをもって地域で支え合う住みよい町を目指し、ここにこの条例を制定するものです。

町とろう者との関係は、まだ戦後の混乱期であった昭和28年にろう学校の生徒たちが卒業後も自立して安定した生活を送れるよう、聴覚障がい者の自立と職業訓練のために身体障害者授産所わかふじ寮が創設されたのが始まりです。

以来、聴覚障がい者を中心とした福祉事業を町民と一体となって作り上げ、新得町が「福祉の町」「手話の町」といわれるようになりました。

「手話」は、ろう者の日常生活にとって大切なコミュニケーション手段です。手話を使い安心して暮らすことができる町づくりに向け、全力を挙げて取り組みます。

(目的)

第1条 この条例は、手話を言語であるとの認識に基づき、手話の理解と普及に関して基本理念を定め、町、町民及びろう者を支援している事業者の責務及び役割を明らかにするとともに、町が実施する施策の基本的事項を定めることにより、全ての町民がろう者と共に生きる地域社会を実現することを目的とする。

(手話の意義)

第2条 手話は、ろう者がコミュニケーションを取るときや物事を考えたりするときに使うことばで、手指の動きや表情などを使って概念や意見を視覚的に表現する視覚言語であることを理解しなければならない。

(基本理念)

第3条 町民の手話への理解の促進を図ることにより、手話でコミュニケーションを図りやすい環境を構築するものとする。

2 手話を使用する町民が、自立した日常生活を営み、地域における社会参加に務め、安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指すものとする。

3 手話を使用する町民は、手話による意思疎通を円滑に図る権利を有し、その権利は尊重されなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、手話を使い安心して暮らすことができる地域社会の実現を図るための施策を推進するものとする。

(町民の役割)

第5条 町民は、地域社会で共に暮らす一員として、手話を使い安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

2 手話を使用する町民は、町の施策に協力するとともに、手話の意義及び基本理念に対する理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。

3 事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(ろう者を支援している福祉事業者の役割)

第6条 ろう者を支援している福祉事業者は、町の施策に協力するとともに、手話に対する町民の理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。

(施策の策定及び推進の評価)

第7条 町は、町民が手話を使い安心して暮らすことができる地域社会の実現を図るために必要な施策を策定するものとする。

2 施策には、次の事項を定めるものとする。

- (1) 手話の普及及び理解の促進に関する事項
- (2) 手話による情報取得に関する事項
- (3) 手話による意思疎通支援に関する事項

3 町は、施策の策定又は変更、及び推進の評価を必要とするときは、手話を使用する町民や関係する町民の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第8条 町は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

用語解説

【あ行】

■ICT（情報通信技術）

情報処理や通信に関する技術、産業、設備、サービスなどの総称。

パソコンやインターネットを使った情報処理や通信に関する技術を指す「IT」よりも、情報や知識の共有・伝達といった情報通信技術を利用したコミュニケーションの重要性から、「ICT」が一般的に使用されるようになった。

■インクルーシブ教育

障がいのある子どもを含むすべての子どもに対して、子ども一人ひとりの教育的ニーズにあった適切な教育的支援を「通常の学級において」行う教育のこと。

■オストメイト対応トイレ

直腸がんや膀胱がんなどにより臓器に機能障がいを負い、人工的に腹部へ排泄口（ストーマ）を造設した人に配慮したトイレ。

【か行】

■合理的配慮

障がいのある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、その実施が負担になり過ぎない範囲で、状況に応じて社会的障壁を取り除く配慮のこと。

【さ行】

■社会的障壁

障がいのある人が日常生活又は社会生活において受ける制限をもたらす原因となる事物（早口で分かりにくい、建物や施設での急な階段や段差、車イストイレの不足など）、制度（納得しないまま入院させられることや近所の友達と通学ができないといった制度の問題など）、慣行（昔からの習慣となっていて行われるものやしきたりなど）、観念（障がいのある人は施設や病院で暮らした方が幸せだといった差別的な考え方など）その他一切のもの。

■情報アクセシビリティ

パソコンやWEBページなどをはじめとする情報関連のハード、ソフト、サービスなどを高齢者や障がい者を含む多くの人が不自由なく利用できること。

■しんとくサポートファイル

保護者にとっての負担を軽減するため、さらには支援側の効率的、効果的な情報の引継ぎのため、合わせて、よりよい一貫したサポートが受けられるよう、情報を引き継いでいくことを目的に作成されたもの。ファイルの持ち主は子ども本人であり、保護者の作成希望のもと、委任を受け子どもが所属をする機関の担当者が作成・運用する。

【た行】

■地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

■地域生活支援拠点

障がいのある人の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障がい児者の地域生活支援を推進する観点から、障がい児者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、相談、体験の機会、緊急時の対応などの必要な機能を備えた地域生活支援拠点。

【は行】

■発達障がい

発達障害者支援法において、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害があつて、その症状が通常低年齢において発現するもの」と定められている。

発達障がいは、脳機能の働きに生まれつきの特徴があると考えられており、親の育て方や愛情不足、本人の努力不足などが原因ではない。

■福祉的就労

一般就労が困難な障がいのある人のための就労のことで、障害者総合支援法を根拠に設置されている就労継続支援事業A型や就労継続支援事業B型が該当。

【や行】

■ユニバーサルデザイン

心身に障がいがある人、高齢者、子ども、健常者の区別なく、誰でも使いやすいように設計（デザイン）された製品や空間のこと。

新得町障がい福祉計画策定委員会設置要綱

（目的）

第1条 新得町障がい福祉計画（以下「障がい福祉計画」という。）の策定に当たり、その調査協議を行い、障がい福祉の推進を図ることを目的として、新得町障がい福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（検討事項）

第2条 委員会は、次の事項について検討する。

- （1）障がい福祉計画の策定に関すること。
- （2）その他障がい者施策に関すること。

（組織）

第3条 委員会は地域自立支援協議会委員により構成し、町長が委嘱する。

（任期）

第4条 委員の任期は、計画の策定が終了したときまでとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長等）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置くものとし、委員の互選により決定する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が召集し、会議の議長となる。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見等を聴取することができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(委員長への委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年9月1日から施行する。

障がい福祉計画策定委員名簿

区分	所属等	委員名	備考
障害福祉サービス	厚生協会	桑原隆俊	委員長
	新得町社会福祉協議会	坂田朋子	
教育・雇用	新得小学校	合掌浩孝	
	新得中学校	内田得裕	
	新得高等支援学校	倉科辰男	
	共働学舎新得農場	宮嶋京子	
保健・医療	町保健師	安達美香	
障害者団体	新得町共同作業所 かりかち工房	堀内克泰	副委員長
学識経験者	(町議会議員)	貴戸愛三	
その他	子ども発達支援センター長	長濱 清 桂田 聡	～R2.10.31 R2.11.1～

アンケート調査の結果について

第5期新得町障がい福祉計画策定にあたり、障がいのある方のニーズを把握し、今後必要なサービスの参考とするために「福祉に関するアンケート調査」を実施しました。概要は次のとおりです。

調査実施の状況

(1) 実施主体 新得町

(2) 対象者 身体障害者手帳所持者 439人 / 療育手帳所持者 107人
 精神障害者手帳所持者 34人 / サービス利用者 127人
 自立支援医療受給者 108人

合計604人（※重複あり）

(3) 調査期間 令和2年5月1日～5月31日

(4) 回収状況

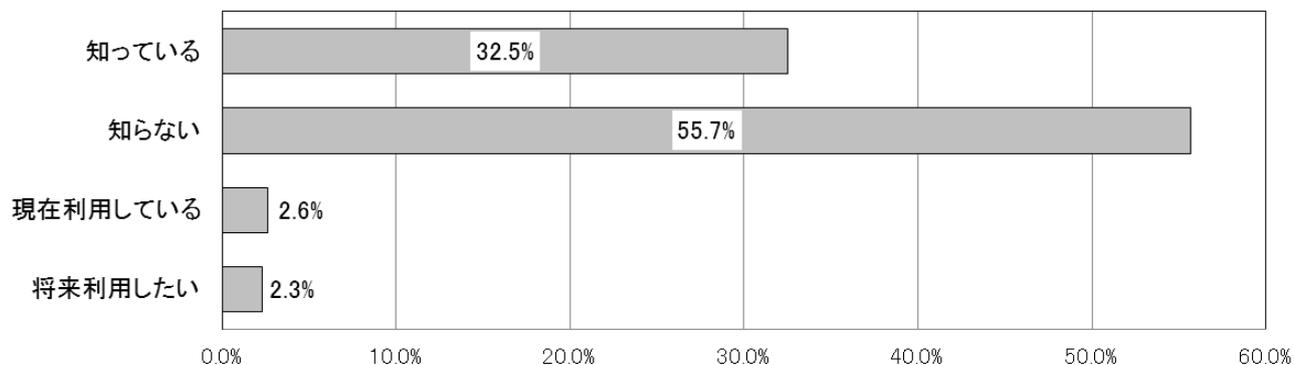
・回答者 305人 / 604人 回答率 50.5%

回答者の内訳（単位：人）	0～17歳	18～64歳	65歳以上
身体障害者手帳	5	53	175
視覚	0	3	6
聴覚・平衡機能	3	12	36
音声・言語	0	3	6
肢体不自由	1	17	68
内部	0	8	29
療育手帳	6	37	10
精神障害者保健福祉手帳	0	19	8
難病	0	7	15
発達障害	7	21	0
高次脳機能障害	0	7	4
その他（無回答など）	1	6	3
合計	13	104	187

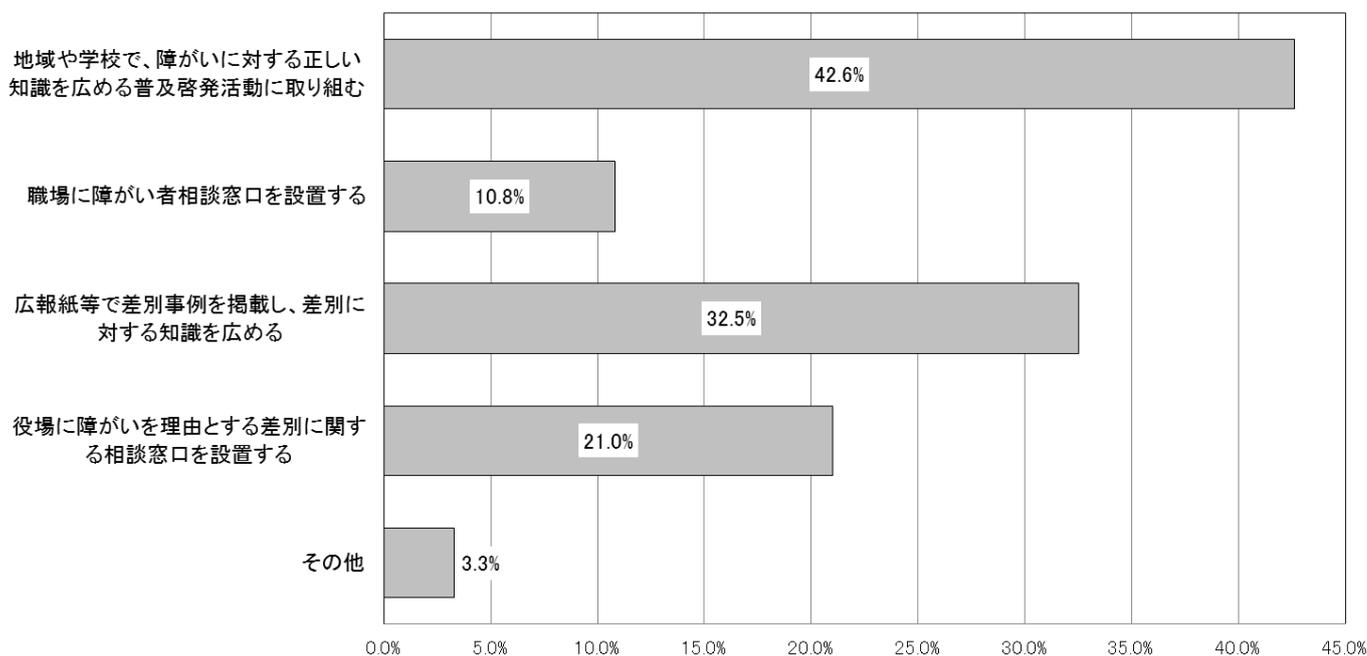
※重複者がいるため、合計と一致しません

主な調査結果

●成年後見制度を知っていますか



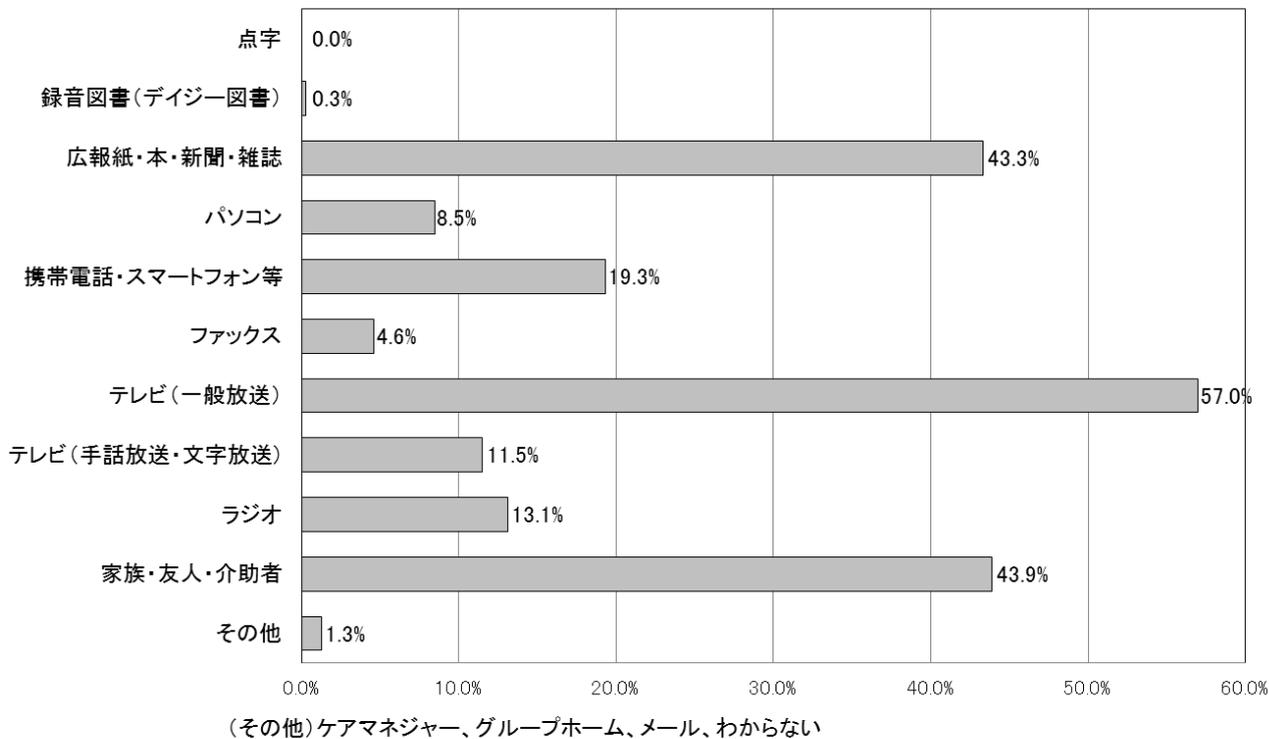
●差別をなくすためにはどのような取り組みが必要ですか



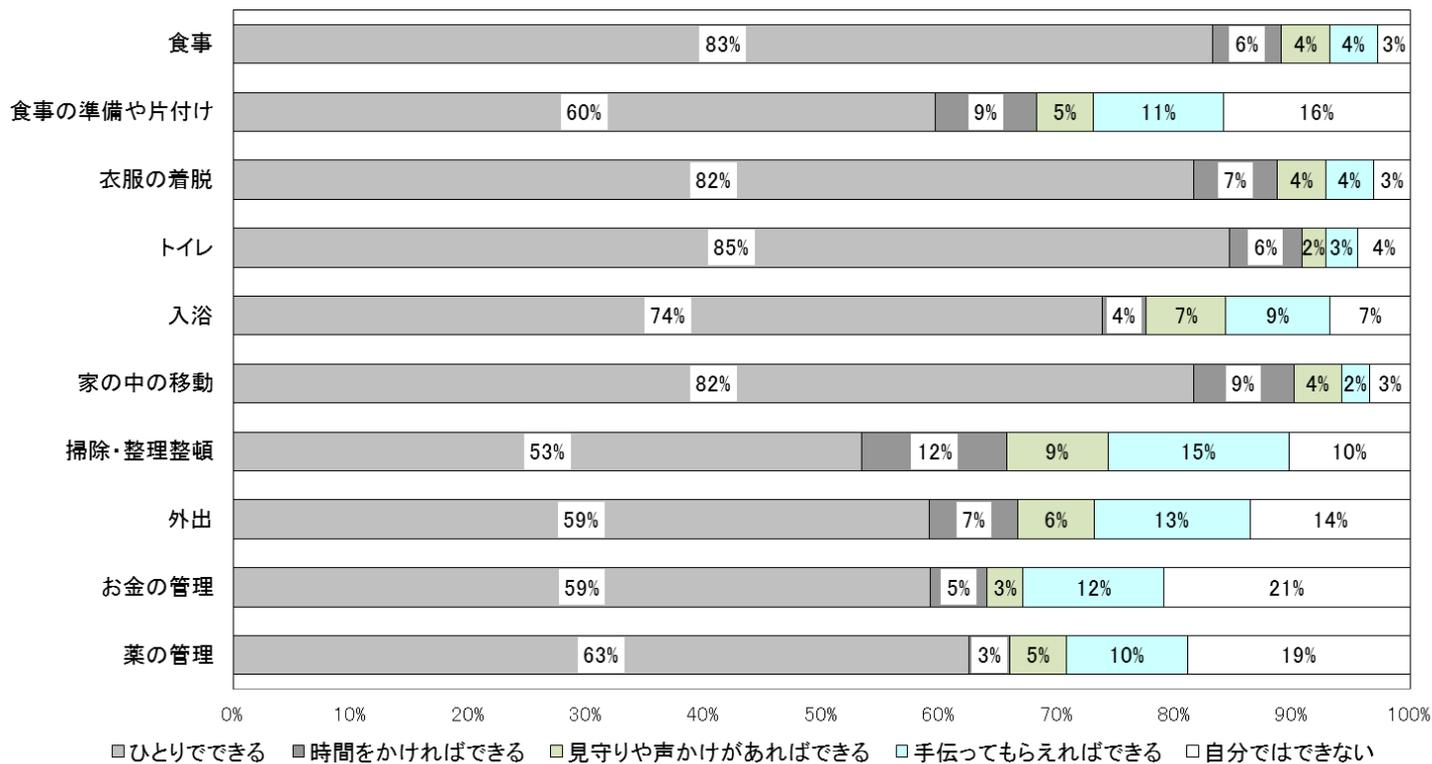
(その他)生活に支障が無いようサポートしていく、差別の事例や実態を公表する、差別の解消は無理だと思う、普通の人と同じように社会の役に立っているというバイアスのかからない情報が広まってほしい、差別と認めていること自体が差別

●あなたが日常的に情報を入力している方法についてお答えください

(複数回答)

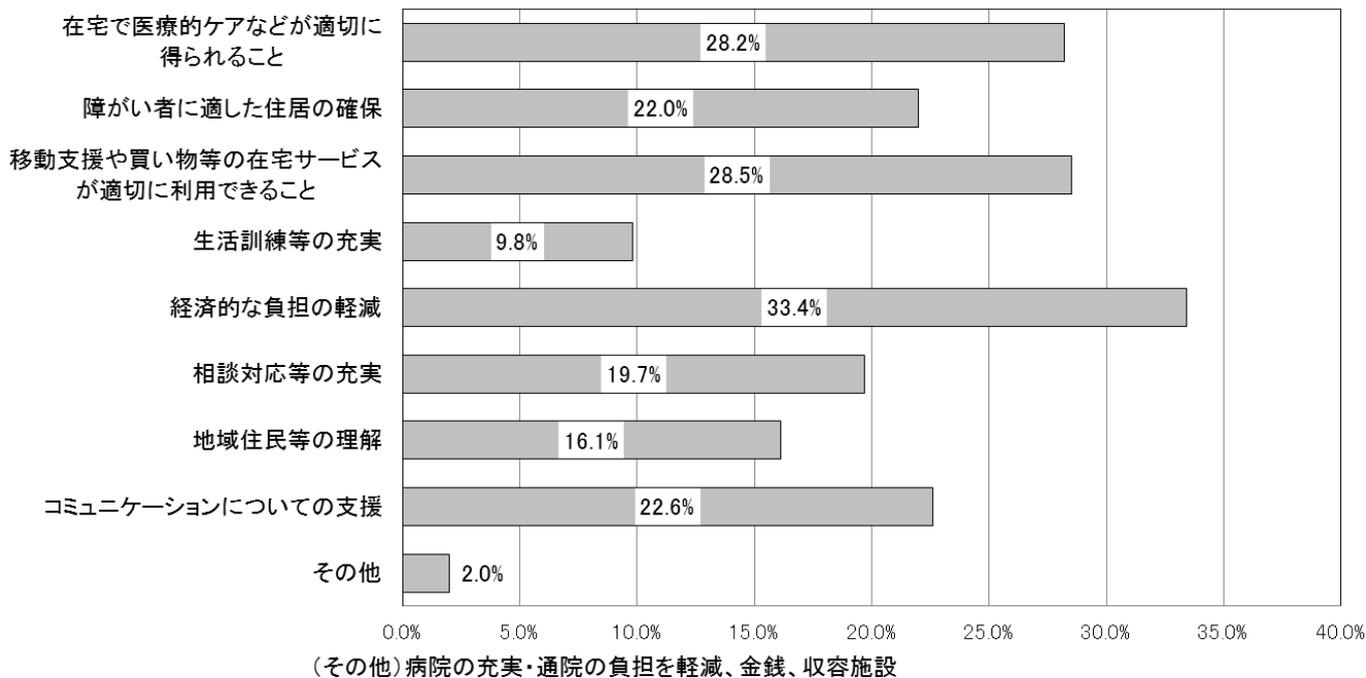


●日常生活で、次のことをどのようにしていますか

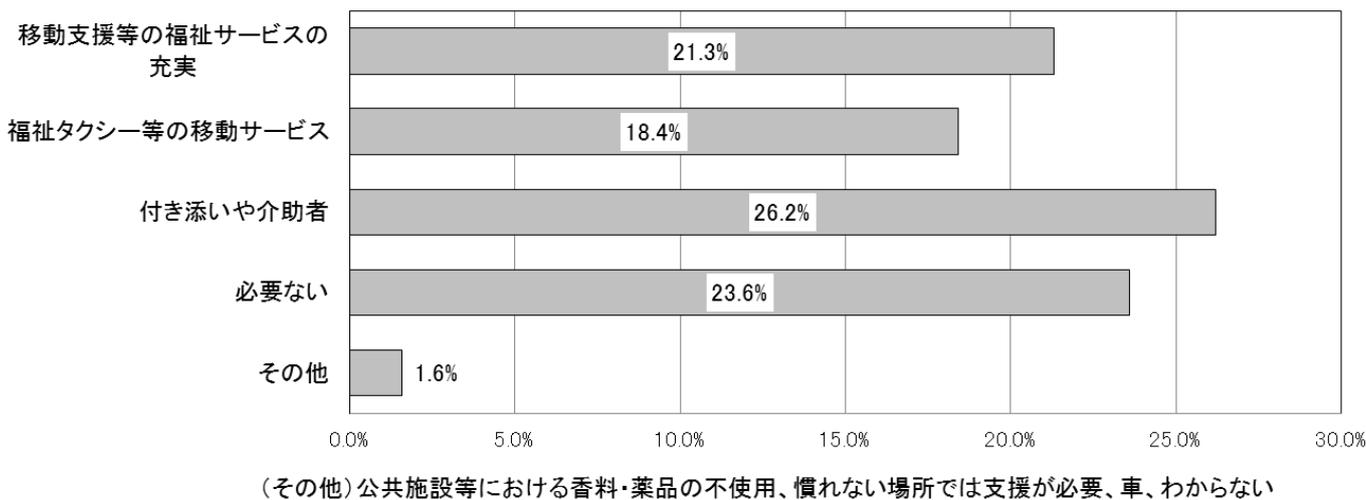


●地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか

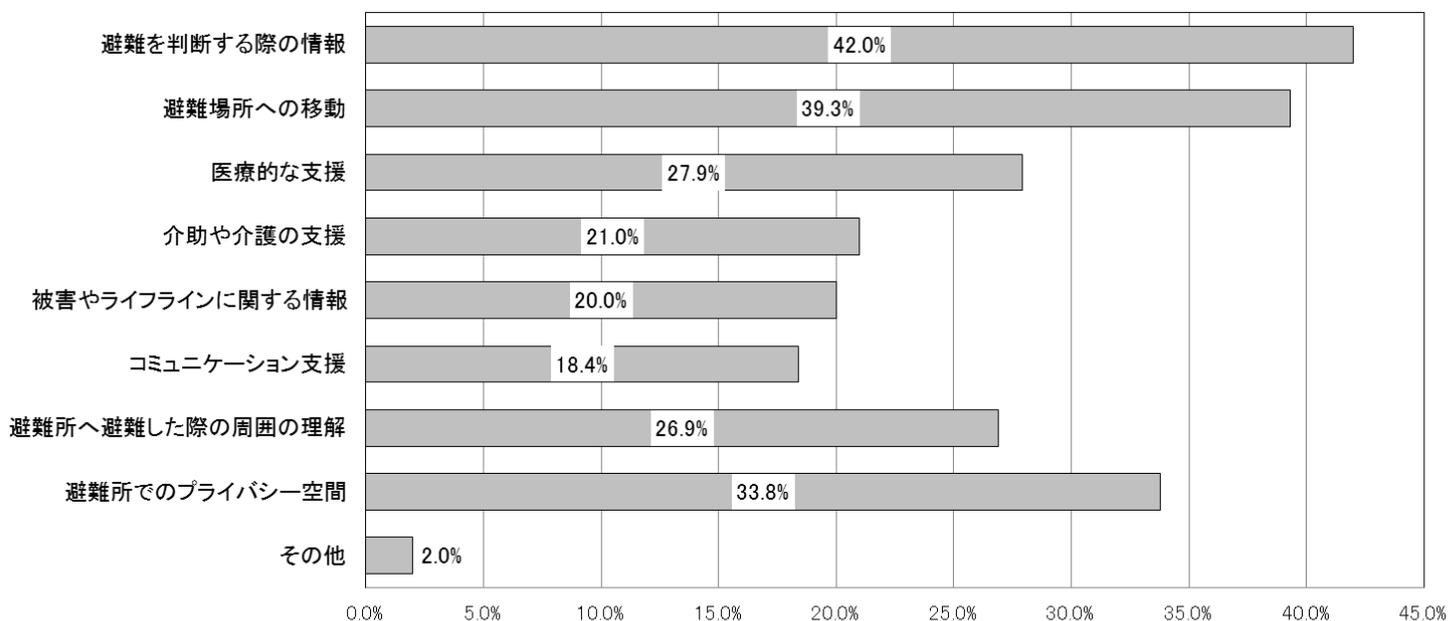
(複数回答)



●外出に必要な支援をお答えください (複数回答)

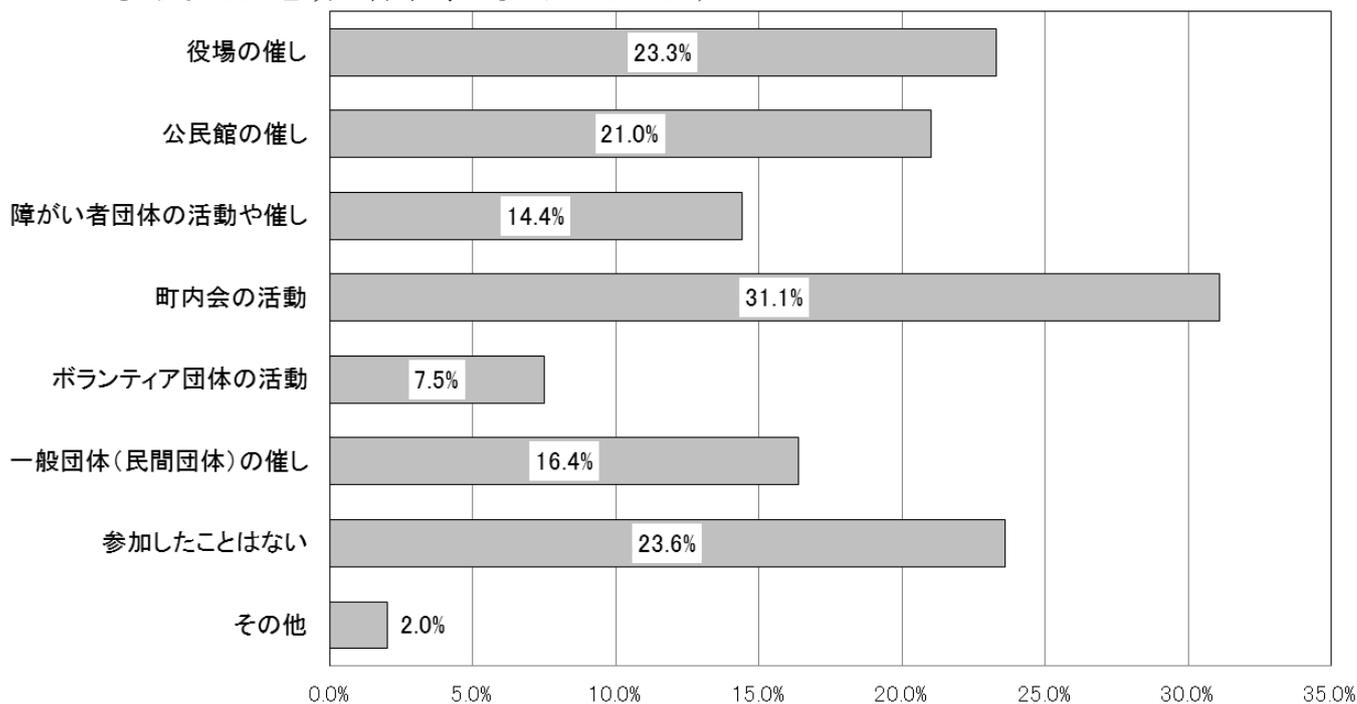


●災害時に必要な支援についてお答えください（複数回答）



（その他）ギャジベッド、トイレ、情報を得るために必要となる携帯電話等を使用できる環境（充電等）、可能な限り自宅にとどまることを考えているため長期間となる場合には食料や日用必需品の支援、人工関節のため、床に座ることができないに加え椅子に座るにもクッション等が必要

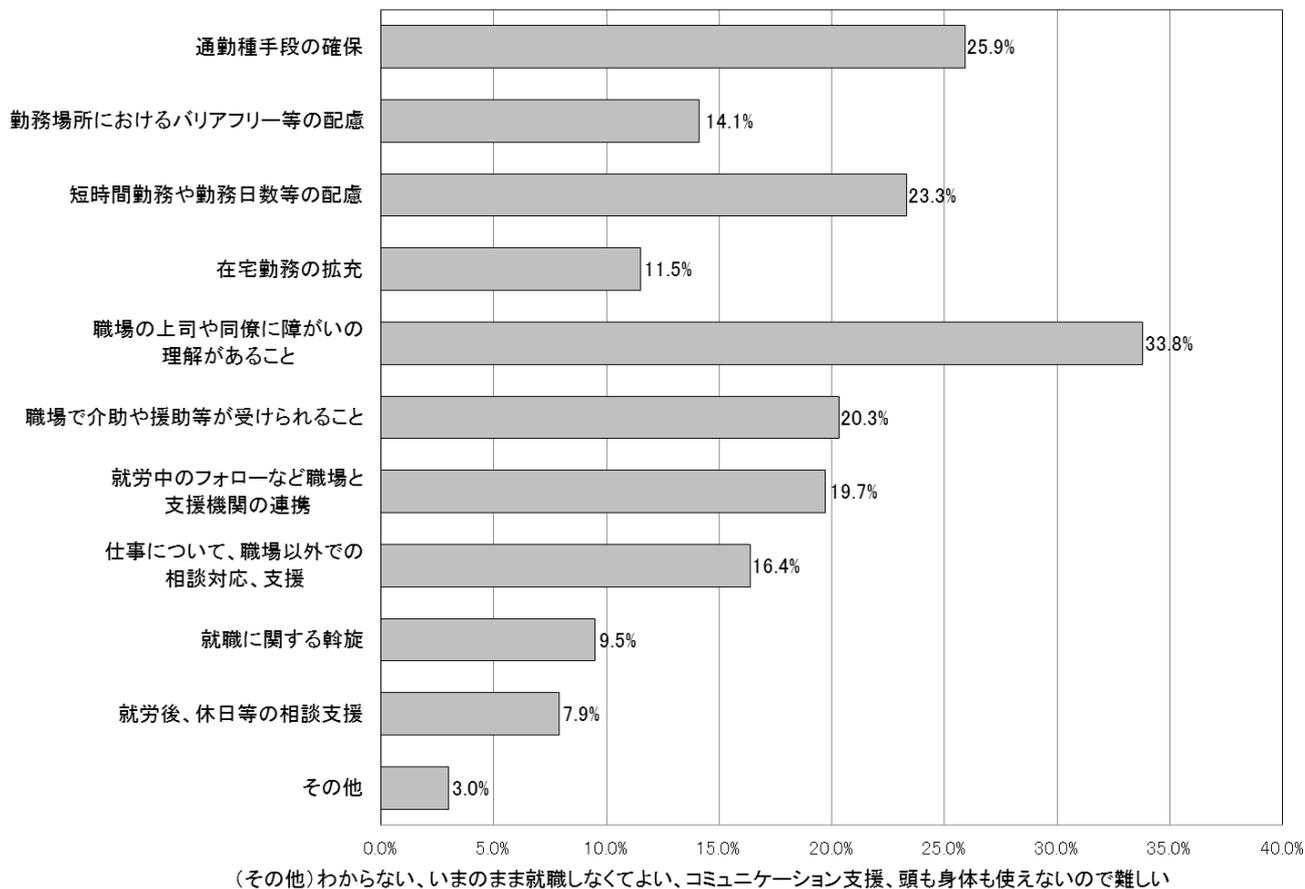
●あなたは地域の行事等に参加していますか



（その他）ラジオ体操、町内会には入っているが足が悪く出られない、可能な限り参加している

●障がい者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか

(複数回答)



●あなたは今後、収入を得る仕事をしたいと思いますか

※回答対象：現在収入を得る仕事をしていない18～64歳の方

(入所施設や病院で過ごしているの方を除く)

